

デジタル技術を活用した事業変革を支援したい

No.38

経済産業省

税制優遇

支援の名称

DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制

制度の趣旨・背景

日本企業が、DX 推進において課題となっているデジタル人材の育成・確保に取り組みとともに、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることがを後押しします。

制度の内容

■制度概要
本制度は、産業競争力強化法の認定を受けた情報技術事業適応に関する計画に基づき、ソフトウェア等を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は3%若しくは5%の税額控除が適用できるものです。

認定要件	デジタル(D)要件	<ol style="list-style-type: none"> ① データ連携 (他の法人等有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、デジタル人材の育成・確保） 	税制措置の内容
	&	<ol style="list-style-type: none"> ① 全社レベルでの売上上昇が見込まれる ② 成長性の高い海外市場の獲得を図ること ③ 全社の意思決定に基づくもの（取締役会等の決議文書添付等） 	

対象設備	税額控除	特別償却
<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア ・ 繰延資産*1 ・ 器具備品*2 ・ 機械装置*2 	3% <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 5%* 3	30%

*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
 *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
 *3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合

※ **投資額下限：国内の売上高比0.1%以上**
 ※ **投資額上限：300億円**
 (300億円を上回る投資は300億円まで)
 ※ **税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで**

■適用期間
令和 7 年 3 月 31 日まで（期間内に対象資産を取得等して事業の用に供することが必要）

対象となる方

青色申告書を提出する個人又は法人であって、産業競争力強化法第 21 条の 28 の基準への適合確認を受けた情報技術事業適応を行う同法第 21 条の 15 第 1 項の認定を受けた者

問い合わせ先など

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課
 TEL：03-3501-2646
 E-mail：bzl-dx-zeisei@meti.go.jp
 ○関連 URL
https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html